

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜単利型＞

(令和8年10月1日現在)

募集期間	令和8年10月1日(木)～令和8年11月30日(月)
商 品 名 (愛称)	・スーパー定期貯金＜単利型＞ (JAネットバンク定期貯金)
ご利用いただける方	・JAネットバンクご契約の方で、総合口座または定期貯金口座をお持ちの個人の方
期 間	・1年 ※その他の期間を選択された場合は、店頭表示金利でお預入れとなります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ネットバンクによる登録貯金口座からの振替による一括預入 ・10万円以上1,000万円未満 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金	・年0.60%(税引後 年0.478%)を初回満期日まで適用します。初回満期日以後の利息はこの定期貯金の自動継続時の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%※、地方税5%)の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。
手 数 料	—
満期時の取扱い方法	・元利金自動継続または元金自動継続
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.25%を上乗せした利率) ・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A リスク統括部（電話：078-981-8769）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A リスク統括部または J A バンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当 J A リスク統括部または J A バンク相談所にお問い合わせください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域の組合員・利用者からのお申し出について、組合員・利用者の意向に基づき、組合員・利用者のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他参考となる事項	・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・ 募集期間の途中であっても取扱内容を変更または終了する場合があります。 ・ 他の定期貯金キャンペーンとの併用はできません。 ・ 最新の店頭表示金利は、窓口にてご確認いただけます。

詳しくは窓口またはくらしの相談員にお問い合わせください。

J A 兵庫六甲